

令和 7 年 3 月 4 日

建設常任委員会資料

第370回兵庫県議会提出議案審査参考資料

(令和 6 年度関係)

令和 6 年度 2 月補正予算

第 178 号議案	令和 6 年度兵庫県一般会計補正予算（第 5 号）中	第 1 表 歳出関係部分	3
		第 2 表 関係部分	
第 179 号議案	令和 6 年度兵庫県県有環境林等特別会計補正予算（第 1 号）中	関係部分	3
第 182 号議案	令和 6 年度兵庫県営住宅事業特別会計補正予算（第 1 号）		3
第 183 号議案	令和 6 年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計補正予算（第 1 号）中	関係部分	3

令和 6 年度事件決議

第 213 号議案	県営明石長坂寺住宅第 3 期建築工事請負契約の変更	5
第 214 号議案	兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外建築その他工事請負契約の変更	6
第 215 号議案	兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外電気設備工事請負契約の変更	7
第 216 号議案	兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外衛生設備工事請負契約の変更	8
第 217 号議案	兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外空気調和設備工事請負契約の変更	9
第 219 号議案	県営青木高層・鉄筋住宅 P F I 建替事業事業契約の締結	10
第 220 号議案	県営伊川谷住宅第 2 期建築工事請負契約の締結	11
第 221 号議案	県営西宮老松住宅建築工事請負契約の締結	12
第 222 号議案	県営明石大久保南住宅第 3 期建築工事請負契約の締結	13
第 223 号議案	兵庫県立東播磨地域新設特別支援学校（仮称）増築棟外建築その他工事請負契約の締結	14
第 224 号議案	兵庫県立東播磨地域新設特別支援学校（仮称）増築棟外機械設備工事請負契約の締結	15

(令和 7 年度関係)

令和 7 年度事件決議

第 23 号議案	知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例中	関係部分	17
第 30 号議案	使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例中	関係部分	18
第 39 号議案	福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例		24
第 40 号議案	建築基準条例の一部を改正する条例		25
第 55 号議案	公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立舞子公園移情閣）		27
第 56 号議案	公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立明石公園）		27
第 57 号議案	公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立淡路夢舞台公苑、兵庫県立灘山緑地及び兵庫県立淡路島公園ハイウェイオアシスゾーン）		27

まちづくり部

令和 6 年度 2 月補正予算概要

令和6年度2月補正予算について〔まちづくり部〕

1 補正予算の規模

(単位：千円)

区分		現計予算額 A	今回補正額 B	合計 A+B
一般会計		16,619,085	△ 1,940,281	14,678,804
特別会計	県有環境林事業	52,191	△ 1,024	51,167
	県営住宅事業	27,321,075	△ 2,752,308	24,568,767
	勤労者総合福祉施設整備事業	2,075,810	△ 2,185	2,073,625
	計	29,449,076	△ 2,755,517	26,693,559
合計		46,068,161	△ 4,695,798	41,372,363

2 補正予算の主なもの

(単位：千円)

事業名	今回補正額	内容
① 公共事業費 (国土強靱化緊急対策事業費含む)	△ 65,104	当初予算及び補正予算分に係る公共事業の実績減 (2,260,000 → 2,194,896)
② 国直轄事業負担金 (国直轄国土強靱化緊急対策事業負担金含む)	△ 11,514	当初予算及び補正予算分に係る負担金の実績減 (192,000 → 180,486)
③ 災害復旧事業費	△ 100,000	災害復旧（公共土木施設）に係る所要額の減 (100,000 → 0)
④ 都市再開発事業推進費	△ 690,149	市街地再開発事業推進費の国内示減等 (4,107,485 → 3,417,336)
⑤ 〔県営住宅事業特別会計〕 公営住宅整備費	△ 2,520,201	県営住宅の整備等に係る事業費の減等 (5,730,315 → 3,210,114)
⑥ 〔県営住宅事業特別会計〕 県営住宅団地環境改善事業費	△ 102,481	県営住宅の集約に係る事業費の減等 (2,900,790 → 2,798,309)

令和6年度事件決議

第213号議案 県営明石長坂寺住宅第3期建築工事請負契約の変更

第361回兵庫県議会において議決のあった、第174号議案 県営明石長坂寺住宅第3期建築工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

県営明石長坂寺住宅第3期建築工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
2,068,000,000円	2,210,851,500円	142,851,500円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
188,000,000円	200,986,500円	12,986,500円

3 契約の相手方

神戸市西区大津和1丁目6番地の2

関西・淡路特別共同企業体

(代表者)

関西建設工業株式会社

代表取締役 平岡 勇介

(構成員)

淡路土建株式会社神戸支店

取締役支店長 垣 智博

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第214号議案 兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外建築その他工事請負契約の変更

第361回兵庫県議会において議決のあった、第171号議案 兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外建築その他工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外建築その他工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
2,911,700,000円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 264,700,000円	3,152,144,600円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 286,558,600円	240,444,600円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 21,858,600円

3 契約の相手方

そねちよう
高砂市曾根町2257番地の1

たんなん りゅう
ソネック・但南・立 特別共同企業体

(代表者)

株式会社ソネック

代表取締役社長 やまもと たかひろ
山本 貴弘

(構成員)

たんなん
・但南建設株式会社

代表取締役 きぬがわ よしひろ
衣川 義弘

りゅう
・立 建設株式会社

代表取締役 いのうえ こうじ
井上 浩二

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第215号議案 兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外電気設備工事請負契約の変更

第361回兵庫県議会において議決のあった、第172号議案 兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外電気設備工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外電気設備工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
577,500,000円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 52,500,000円	636,255,400円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 57,841,400円	58,755,400円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5,341,400円

3 契約の相手方

みなとじまなかまち
神戸市中央区港島中町7丁目4番3

めいわ とうよう
明和・東洋特別共同企業体

(代表者)

めいわ
株式会社明和工務店

代表取締役社長 まつもと あきら
松本 章

(構成員)

とうよう
東洋電気工事株式会社

代表取締役 ごうだ よしのぶ
合田 吉伸

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第216号議案 兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外衛生設備工事請負契約の変更

令和5年7月11日に締結した兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外衛生設備工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外衛生設備工事

2 契約金額の変更

契約金額	今回変更しようとする金額	増 額
497,609,200円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	529,498,200円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	31,889,000円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
45,237,200円	48,136,200円	2,899,000円

3 契約の相手方

西宮市鳴尾浜1丁目6番

山本環境・田中水道特別共同企業体

(代表者)

山本環境整備株式会社

代表取締役 やまもと 山本 きよみち 清道

(構成員)

株式会社田中水道工業所

代表取締役 みずすぎ 水杉 てつや 哲哉

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第217号議案 兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外空気調和設備工事請負契約の変更

令和5年2月13日に締結した兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外空気調和設備工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外空気調和設備工事

2 契約金額の変更

契約金額	今回変更しようとする金額	増 額
450,555,600円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	504,394,000円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	53,838,400円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
40,959,600円	45,854,000円	4,894,400円

3 契約の相手方

伊丹市北本町2丁目255番地

伊丹・^{たにい}谷井特別共同企業体

(代表者)

伊丹産業電設株式会社

代表取締役 ^{きたじま}北嶋 ^{たろう}太郎

(構成員)

株式会社^{たにい}谷井水道工業所

代表取締役 ^{すずき}鈴木 ^{ひでき}秀樹

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第219号議案 県営青木高層・鉄筋住宅PFI建替事業事業契約の締結

県営青木高層・鉄筋住宅PFI建替事業に係る事業契約を次のとおり締結しようとする。

1 事業名

県営青木高層・鉄筋住宅PFI建替事業

2 契約金額

7,206,313,335円

3 契約の相手方

(代表者)

尼崎市玄番南之町4番地

株式会社柄谷工務店 取締役社長 柄谷 順一郎

(構成員)

株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店 支店長 森岡 憲祐

(構成員)

株式会社礎 代表取締役 和泉 信男

(構成員)

株式会社田村組 代表取締役 田村 勇人

(構成員)

T C 神鋼不動産サービス株式会社 代表取締役 松村 勝教

(構成員)

株式会社アクロスコーポレイション 代表取締役 山部 勇喜

(構成員)

阪急阪神不動産株式会社 取締役社長 福井 康樹

(構成員)

T C 神鋼不動産株式会社 代表取締役 藤野 悦郎

4 工事の概要

(1) 施工場所

神戸市東灘区北青木1丁目72番1

(2) 事業内容

住棟 鉄筋コンクリート造 11階建 1棟 延べ面積 17,670.34 m²

(3) 工期

令和12年3月31日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型総合評価一般競争入札

(2) 入札参加者数

1者

(3) 最低入札金額

7,206,313,335円

(4) 最高入札金額

7,206,313,335円

第220号議案 県営伊川谷住宅第2期建築工事請負契約の締結

県営伊川谷住宅第2期建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

県営伊川谷住宅第2期建築工事

2 契約金額

1,122,000,000円

3 契約の相手方

神戸市西区伊川谷町有瀬^{いかわだにちょうありせ}金井場^{かねいじょう}1133番地の1

淡路・関西^{あわじ かんさい}特別共同企業体

(代表者)

淡路土建株式会社 神戸支店^{あわじどけん}

取締役支店長 垣 智博^{かき ちひろ}

(構成員)

関西建設工業株式会社^{かんさいけんせつこうぎょう}

代表取締役 平岡 勇介^{ひらおか ゆうすけ}

4 工事の概要

(1) 施工場所

神戸市西区伊川谷町有瀬^{いかわだにちょうありせ}字観音山^{あざかんのんやま}東492番1

(2) 工事内容

住棟 鉄筋コンクリート造 7階建 1棟

延べ面積 3,095.26 m²

(3) 工期

令和9年3月31日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（価格競争方式）

(2) 入札参加者数

1者

(3) 最低入札金額

1,122,000,000円

(4) 最高入札金額

1,122,000,000円

第221号議案 おいまつ 県営西宮老松住宅建築工事請負契約の締結

県営西宮老松住宅建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

県営西宮老松住宅建築工事

2 契約金額

586,300,000円

3 契約の相手方

神戸市長田区ぼうおうじちよう房王寺町7丁目2番7号

まるしょう丸正建設株式会社

代表取締役社長 きたなみ北浪 こういち孝一

4 工事の概要

(1) 施工場所

西宮市おいまつちよう老松町189番

(2) 工事内容

住棟 鉄筋コンクリート造 6階建 1棟

延べ面積 1,784.12 m²

(3) 工期

令和9年3月31日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（価格競争方式）

(2) 入札参加者数

4者

(3) 最低入札金額

586,300,000円

(4) 最高入札金額

676,500,000円

第222号議案 おおくぼみなみ 県営明石大久保南住宅第3期建築工事請負契約の締結

県営明石大久保南住宅第3期建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

県営明石大久保南住宅第3期建築工事

2 契約金額

1,056,000,000円

3 契約の相手方

しもでらまち
姫路市下寺町101番地

ひらにしき あかしか
平 錦 ・ 赤鹿特別共同企業体

(代表者)

ひらにしき
平 錦 建設株式会社

代表取締役 かつま いさお
勝間 功雄

(構成員)

あかしか
株式会社赤鹿建設

代表取締役 あかしか たつお
赤鹿 竜夫

4 工事の概要

(1) 施工場所

おおくぼちやうにしわきあざおおいけの ひがし
明石市大久保町西脇字大池ノ 東 364番 4

(2) 工事内容

住棟 鉄筋コンクリート造 7階建 1棟

延べ面積 3,193.41 m²

(3) 工期

令和9年2月28日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（価格競争方式）

(2) 入札参加者数

1 者

(3) 最低入札金額

1,056,000,000円

(4) 最高入札金額

1,056,000,000円

第223号議案 兵庫県立東播磨地域新設特別支援学校（仮称）増築棟外建築 その他工事請負契約の締結

兵庫県立東播磨地域新設特別支援学校（仮称）増築棟外建築その他工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

兵庫県立東播磨地域新設特別支援学校（仮称）増築棟外建築その他工事

2 契約金額

2,257,200,000円

3 契約の相手方

のぐちちょうよし の
加古川市野口町良野1506

まえかわ なかがわ
前川・中川特別共同企業体

（代表者）

まえかわけんせつ
前川建設株式会社

代表取締役 まえかわ やすひろ
前川 容洋

（構成員）

なかがわこうむてん
株式会社中川工務店

代表取締役 なかがわ かずひさ
中川 和久

4 工事の概要

(1) 施工場所

へいそう やまかど
加古川市平荘町山角467番他

(2) 工事内容

増築棟外建築その他工事

- ア 増築棟校舎（渡り廊下棟、ランチルーム棟、バス乗り場庇等含む）
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造4階建 延べ面積4,652.30㎡、
建築面積1,402.79㎡（延べ面積5,086.07㎡、建築面積1,787.70㎡）
- イ 既存棟校舎（屋内運動場棟、体育倉庫棟、屋外トイレ棟等含む）
鉄筋コンクリート造4階建 延べ面積4,216.61㎡、建築面積1,432.04㎡（延べ面積5,312.73
㎡、建築面積2,424.67㎡）
- ウ 屋外付帯工事
雨水排水工事、植栽工事、駐車場整備工事

(3) 工期

令和9年1月29日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札

(2) 入札参加者数

2者

(3) 最低入札金額

2,257,200,000円

(4) 最高入札金額

2,417,800,000円

第224号議案 兵庫県立東播磨地域新設特別支援学校（仮称）増築棟外機械設備工事請負契約の締結

兵庫県立東播磨地域新設特別支援学校（仮称）増築棟外機械設備工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

兵庫県立東播磨地域新設特別支援学校（仮称）増築棟外機械設備工事

2 契約金額

631,400,000円

3 契約の相手方

加古川市加古川^{きむら}町木村507番地の1

播州・^{ばんしゅう}齊藤^{さいとう}特別共同企業体

（代表者）

^{ばんしゅうせつび}播州設備株式会社

代表取締役 ^{はやし}林 ^{ふじお}藤雄

（構成員）

^{さいとうせつび}齊藤設備工業株式会社

代表取締役 ^{さいとう}齊藤 ^{やすあき}保晶

4 工事の概要

(1) 施工場所

加古川市^{へいそう}平荘^{やまかど}町山角467番他

(2) 工事内容

機械設備（給排水衛生、空調換気、LPGガス設備等）工事

ア 増築棟校舎（渡り廊下棟、ランチルーム棟、受水槽/消火水槽ポンプ室含む）

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造4階建 延べ面積4,652.30㎡、
建築面積1,402.79㎡（延べ面積4,916.60㎡、建築面積1,671.95㎡）

イ 既存棟校舎（屋内運動場棟、屋外トイレ棟等含む）

鉄筋コンクリート造4階建 延べ面積4,216.61㎡、建築面積1,432.04㎡（延べ面積5,351.04
㎡、建築面積2,445.68㎡）

(3) 工期

令和9年1月29日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札

(2) 入札参加者数

3者

(3) 最低入札金額

610,390,000円

(4) 最高入札金額

651,200,000円

令和 7 年度事件決議

第23号議案 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 建築基準法の一部改正により、小規模な建築物に特化した確認及び検査を担う建築副主事が創設されたことに伴い、所要の整備を行う。
- (2) 宅地造成等規制法の一部改正により、知事が指定する宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域について、これらの区域内で行う盛土等を許可の対象とすること等に伴い、所要の整備を行う。
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の一部改正に伴い、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 本則の表18の部(2)の項イ「又は建築主事」を「、建築主事又は建築副主事」に改める。
- (2) 宅地造成等規制法等に基づく事務について、引用する同法の名称を改めるとともに、知事が指定する宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域について、これらの区域内で行う盛土等の許可の事務を加古川市、宝塚市、川西市及び三田市が処理することとする等、所要の整備を行う（本則の表40の部関係）。
- (3) 本則の表67の9の部中「第35条第3項」を「第30条第3項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改める。

3 施行期日等

- (1) 施行期日
令和7年4月1日
- (2) 経過措置
2(2)について、必要な経過措置を定める。

第30号議案 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 前回一斉改定（平成5年度）からの物価上昇を考慮し、以下の使用料及び利用料金の基準額について、その適正化を図るため、所要の整備を行う

ア 淡路夢舞台公苑利用料金

〔兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例〕

イ 都市公園利用料金〔兵庫県立都市公園条例〕

ウ 淡路景観園芸学校使用料〔兵庫県立淡路景観園芸学校の設置及び管理に関する条例〕

- (2) 国土交通省の技術的助言に基づき、建築士事務所の登録・更新手数料について実情と見合ったものとするため、所要の整備を行う〔使用料及び手数料徴収条例〕

- (3) 宅地造成等規制法の一部改正に伴い、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく手数料を徴収できるよう、所要の整備を行う〔使用料及び手数料徴収条例〕

- (4) 建築基準法又は建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）の一部改正に伴うもの〔使用料及び手数料徴収条例〕

ア 建築基準法の一部改正に伴い、構造関係規定等の審査及び検査が必要となる建築物の対象が一部拡大されることから、確認申請又は完了検査等に係る手数料について所要の整備を行う。

イ 構造計算適合性判定手数料について、国土交通省の通知に基づき、当該手数料の額を実情と見合ったものにするため、所要の整備を行う。

ウ 地域再生法の一部改正に伴い、建築物の高さに関する許可を受けた学校の用途を変更する場合において、知事が認める場合に引き続き建築物の高さ制限について適用除外できるとされることから、当該認定の申請に係る手数料について、所要の整備を行う。

エ 建築物省エネ法の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象が原則全ての建築物に拡大されることから、当該建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料の追加等、所要の整備を行う。

- (5) 宅地建物取引業免許申請の許可について、国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）によりオンラインでの宅地建物取引業法免許申請を推進する観点から、所要の整備を行う。

〔使用料及び手数料徴収条例〕

- (6) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴う国土交通省の通知に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律に関する手数料について所要の整備を行う。〔使用料及び手数料徴収条例〕

- (7) 県立尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設において、指定管理公募時に提案のあった多目的ドームの建設に伴い、グラウンドゴルフ場の営業を令和6年1月31日をもって終了したため、

所要の整備を行う。[兵庫県立都市公園条例]

2 制定の概要

(1) 物価上昇を考慮し、使用料及び利用料金の基準額について、その適正化を図るもの

名 称	主なもの		
	区 分	現 行	改正後
淡路夢舞台公苑利用料金	野外劇場・大劇場利用料金（1時間につき）	1,400円	1,500円
都市公園利用料金	明石公園第1野球場（興行利用・野球利用）	69,500円	76,500円
淡路景観園芸学校使用料	公開講座受講料	4,900円	5,400円

(2) 建築士事務所登録手数料に関するもの

名 称	事務の区分		現 行	改正後
建築士事務所登録手数料及び建築士事務所登録更新手数料	建築士法の規定に基づく建築士事務所の登録及び登録の更新	1級建築士事務所	17,000円	21,000円
		2級建築士事務所又は木造建築士事務所	12,000円	

(3) 宅地造成等規制法の一部改正に伴うもの

名 称	主なもの			
	事務の区分の概要		現 行	改正後
宅地造成等工事許可申請手数料	土石の堆積を除く工事の許可の申請に対する審査	面積が0.05ヘクタール以内のもの	12,000円	13,000円
	土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査		—	11,000円
宅地造成等工事変更許可申請手数料	土石の堆積を除く工事の計画の変更の許可の申請に対する審査		12,000円	13,000円
	土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査		—	11,000円
宅地造成又は特定盛土等工事中間検査申請手数料	特定工程の検査の申請に対する審査		—	3,000円

宅地造成等工事許可不要証明手数料	盛土規制法施行規則の規定に基づく証明書の交付	—	一通につき 4,600円
------------------	------------------------	---	-----------------

(4) 建築基準法等の一部改正に伴うもの

ア 建築基準法の一部改正に伴い、確認申請又は完了検査等に係る手数料を見直す

名 称	主なもの			
	現 行		改正後	
	建築物規模	手数料	建築物規模	手数料
建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 43,000円	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき 57,000円
中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 30,000円	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき 34,000円
中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 29,000円	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき 33,000円
建築物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 25,000円	中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき 27,000円

イ 国土交通省の通知に基づき、構造計算適合性判定手数料を見直す

名 称	主なもの			
	事務の区分の概要		現 行	改正後
	構造計算が建築基準法の規定に基づくプログラムにより行われたものである場合	床 面 積 が 1,000 平方 メートル以 内のもの	1 の建築物につき 115,000円	1 の建築物につき 172,000円
構造計算適合性判定手数料	構造計算が建築基準	床 面 積 が	1 の建築物につき	1 の建築物につき

	法の規定に規定する 国土交通大臣が定め た方法により行われ たものである場合	1,000 平方 メートル以 内のもの	167,000円	218,000円
--	---	---------------------------	----------	----------

ウ 地域再生法の一部改正に伴い、建築物の高さの特例認定申請手数料を見直す

名 称	事務の区分	新設
建築物の高さの特例認定申請手数料	法第55条第2項又は地域再生法第17条の44の規定により読み替えて適用する法第55条第4項第2号の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円

エ 建築物省エネ法の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料等を見直す

(7) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料等に住宅部分等における区分を追加

名 称	主なもの			
	事務の区分の概要			新設
建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	住宅建築物に係る確保計画である場合（一戸建ての住宅の場合）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	仕様基準による場合	19,000円
			仕様・計算併用法による場合	27,000円
			標準計算による場合	35,000円

(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等の住宅部分における仕様・計算併用法の区分を追加

名 称	主なもの			
	事務の区分の概要			新設
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	住宅建築物に係る性能向上計画である場合（一戸建ての住宅の場合）	仕様・計算併用法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	27,000円
			床面積の合計が200	30,000円

			平方メートル以上のもの	
--	--	--	-------------	--

(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料を廃止

(エ) 建築物エネルギー消費性能基準への適合を仕様基準により確認する場合において、確認申請等に係る手数料に加算する手数料を新設

加算内容	主なもの		
	事務の区分の概要		新設
確認申請等に係る手数料への加算	一棟の建築物で住戸の数が1の住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	19,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	21,000円

(オ) 完了検査で建築物エネルギー消費性能基準への適合を確認する場合において、完了検査に係る手数料の加算手数料に、住宅部分等の区分を追加

加算内容	主なもの	
	事務の区分の概要	新設
完了検査に係る手数料への加算	一戸建ての住宅の場合	4,500円

(5) オンラインでの宅地建物取引業法免許申請に関するもの

区 分	現 行	改正後
宅地建物取引業免許申請	33,000 円	33,000 円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（以下この部において「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により法第3条第1項の規定に基づく申請をする場合にあ

		っては、26,500 円)
宅地建物取引業免許更新申請		33,000 円（電子情報処理組織を使用する方法により法第3条第3項の規定に基づく申請をする場合にあっては、26,500 円)

(6) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴う国土交通省の通知に基づき追加するもの

ア 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料のうち、仕様・計算併用法の手数料を新設

イ 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料のうち、仕様基準の手数料を新設

名 称		建築物の延べ面積	新設
仕様・計算併用法	一戸建ての住宅	200 m ² 未満	29,000 円
		200 m ² 以上	32,000 円
	共同住宅	300 m ² 未満	54,000 円
		300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	92,000 円
		2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	166,000 円
		5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	232,000 円
		10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	439,000 円
		25,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	740,000 円
		50,000 m ² 以上	1,342,000 円
仕様基準	一戸建ての住宅	200 m ² 未満	21,000 円
		200 m ² 以上	23,000 円

(7) 兵庫県立尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設のグラウンドゴルフ場の利用料金に係る手数料を廃止する（別表第3関係）。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

2(1)及び(3)については、使用料等の徴収等について必要な経過措置を定める。

第39号議案 福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「政令」という。）に定める建築物移動等円滑化基準（高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体上の負担を軽減することにより、その移動上又は施設利用上の利便性及び安全性を向上するために必要な建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設であって政令で定めるものをいう。）の構造及び配置に関する基準をいう。以下同じ。）について、地方公共団体は、条例で必要な事項を付加すること等ができるものとされており、本県では、福祉のまちづくり条例において建築物移動等円滑化基準に付加する事項等を定めている。
- (2) 政令の一部改正により、所定の規模以上の劇場等（劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂をいう。以下同じ。）の客席には、当該客席に設ける座席の数に応じ、車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子を使用している者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所を一定数以上設けなければならないものとされること等を踏まえ、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 劇場等の客席について、建築物移動等円滑化基準に、車椅子を使用している者が円滑に利用することができる場所の設置及び構造その他の劇場等の客席の構造及び配置に関する事項であって規則で定めるものを付加する（別表第2関係）。
- (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の引用条文を改める（第1条及び第24条の6関係）。
- (3) 政令の引用条文を改める等規定の整備を行う（第13条、第24条の6、別表第1及び別表第2関係）。

3 施行期日

令和7年6月1日。ただし、2(2)は、公布の日

第40号議案 建築基準条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 建築基準条例（以下「条例」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）及び法に基づく命令が定める建築物の敷地、構造、高さ及び建築設備並びに建築物又はその敷地と道路との関係の基準について、安全上、防火上及び衛生上必要な基準（以下「付加基準」という。）を付加している。
- (2) 法の一部改正により、一の建築物を火災が発生しても他の建築物の部分への延焼を遮断できる高い耐火性能を有する壁等（以下「火熱遮断壁等」という。）で防火上分棟的に区画する場合には、防火規制上、分離された2以上の部分を別の建築物とみなすことができるよう制限が合理化され、建築物の一部を木造とする建築物の建築が可能となったこと等を踏まえ、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 次に掲げる付加基準について、建築物の一部を火熱遮断壁等で防火上分棟的に区画することで、防火規制上、別の建築物とみなすことができることとする規定を追加する（第3条、第15条、第17条の2、第24条及び第25条関係）。

ア 劇場、病院等の用途に供する建築物に渡り廊下を設ける場合において、その小屋組が木造であり、かつ、その接する建築物のいずれもが耐火建築物、準耐火建築物等でない場合の渡り廊下の構造に係る付加基準

イ 主要構造部を準耐火構造としない物品販売業を営む店舗、倉庫又は工場（以下「物品販売業を営む店舗等」という。）の上階に、共同住宅の住戸及び住室の用途に供する部分又は寄宿舎の寝室の用途に供する部分（以下「共同住宅の住戸等」という。）を設けてはならないという付加基準

ウ 2階における老人福祉施設等の用途に供する部分の床面積が一定の規模を超える建築物の構造に係る付加基準

エ 建築物の一部を自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する場合における当該建築物の構造に係る付加基準

オ 都市計画区域内にある耐火構造建築物でない重層長屋の階数制限に係る付加基準

- (2) 建築物の特定主要構造部（耐火建築物の主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして建築基準法施行令で定める部分以外の部分をいう。以下同じ。）が耐火構造と同等の性能を有するものであることについて耐火性能検証法（当該建築物の特定主要構造部の耐火に関する性能を検証する方法をいう。）により確かめられた場合、既存不適格建築物（法律、条例等の施行又は適用前から存在している建築物で、法律、条例等の改正による改正後の基準に適合しなくなったものをいう。以下同じ。）について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする部分以外の部分に対して条例で定める付加基準を適用しないものとする規定の適用については、

当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなすこととする（第27条の3関係）。

- (3) 独立部分（基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分をいう。以下同じ。）が2以上ある既存不適格建築物の用途の変更をする場合において、当該用途の変更をする独立部分以外の独立部分には、主要構造部を準耐火構造としない物品販売業を営む店舗等の上階に、共同住宅の住戸等を設けてはならないという付加基準の一部を適用しないものとする（第27条の9関係）。

- (4) その他規定の整備を行う（第7条及び第27条の8関係）。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第55～57号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立舞子公園移情閣	神戸市垂水区東舞子町2051番地 公益財団法人孫中山記念会 理事長 花岡 正浩	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
	〔指定理由〕 移情閣は、孫文を顕彰する記念館として公開することを前提に寄付を受けた建物であり、孫文記念館の運営を行う当会が一元的に管理運営を行うことで、効果的な管理運営が期待できるため。	
兵庫県立明石公園	明石市明石公園1番27号 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 寺谷 毅	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
	〔指定理由〕 明石公園は、管理運営にあたり高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる施設であり、県立都市公園における十分な管理運営実績及び豊富なノウハウを有する公益財団法人兵庫県園芸・公園協会が、当該施設を堅実で良好かつ効果的に管理運営できる唯一の団体であると認められるため。	
兵庫県立淡路夢舞台公苑、兵庫県立灘山緑地及び兵庫県立淡路島公園ハイウェイオアシスゾーン	淡路市夢舞台1番地 株式会社夢舞台 代表取締役 前田 正志	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
	〔指定理由〕 淡路夢舞台における経営ノウハウを活かし、ホテル及び各県立施設の管理運営を一元的に行うことで、効率的で効果的な管理運営が期待できるため。	

令和 7 年 2 月 14 日
建設常任委員会資料

令和 7 年 2 月定例会提出予定議案

まちづくり部

令和 7 年度 当初予算概要

令和7年度当初予算について [まちづくり部]

1 予算規模

(単位：千円)

区 分	R6当初 ①	R7当初 ②	増 減 (②－①)	率 (②／①)
一般会計	16,458,085	18,307,072	1,848,987	111.2%
県有環境林等	52,191	52,187	△4	100.0%
県営住宅	27,321,075	27,823,864	502,789	101.8%
勤労者総合福祉施設整備	2,075,810	173,692	△1,902,118	8.4%
特別会計 計	29,449,076	28,049,743	△1,399,333	95.2%
合 計	45,907,161	46,356,815	449,654	101.0%

2 投資事業

(1) 投資補助

公共事業費（対前年度比 116.5%）

○予算計上予定額 2,562,000 千円
 （うち公園 1,405,000 千円）
 （うち区画整理 1,157,000 千円）

国直轄事業負担金（対前年度比 102.4%）

○予算計上予定額 168,000 千円
 （うち公園 168,000 千円）

(2) 投資単独

県単独土木事業費（対前年度比 100.0%）

○予算計上予定額 1,117,000 千円
 （うち公園 1,117,000 千円）

3 主要施策（新規・拡充）

新 1. 復興まちづくり専門家育成事業

○予算計上予定額 4, 8 1 4 千円

復興まちづくり専門家の高齢化に対応するため、ベテランと若手によるまちづくり専門家を被災地に派遣し、復興支援を通じて、本県災害時における対応可能な専門家人材を育成

新 2. エリアマネジメントによる官民連携まちづくりの推進

○予算計上予定額 9, 4 4 6 千円

空き家等をリノベーション等によって再生することに加え地域課題解決・地域活性化を実現するエリアマネージャーを育成し、本県のエリアマネジメントの機運を醸成するとともに、空き家活用や地域活性化を促進

新 3. 県立都市公園における子どもの遊び場の充実

○予算計上予定額 1 5 5, 0 0 0 千円

子どもから人気のある遊具(複合遊具やふわふわドーム等)を更新が必要とされている県立都市公園に整備。また、子どもを見守る親からのニーズがある日よけやベンチを遊具周りに整備

新 4. 空き家流通促進支援事業

○予算計上予定額 2 0, 0 0 0 千円

空き家の流通・活用を図るため、空き家の家財道具等の処分に要する経費を支援

拡 5. 子育て住宅総合支援事業

○予算計上予定額 1 4 8, 8 5 0 千円

阪神間において子育て住宅促進区域を指定し、区域内に県・市町が施策を集中実施すること等により民間事業者等の投資意欲を刺激し、子育て世帯の転入・定住を促進

【拡】 6. 住宅確保要配慮者入居円滑化事業

○予算計上予定額 3, 1 8 0 千円

〔 高齢者など住宅確保要配慮者の入居を拒まないものとして登録された住宅等（セーフティーネット住宅）の改修や家賃低廉化、住替えに必要な経費を補助することで、住宅確保要配慮者の安定居住を促進 〕

【拡】 7. ひょうご住まいの耐震化促進事業

○予算計上予定額 7 8, 8 0 1 千円

〔 能登半島地震では死者の約 9 割が家屋倒壊が原因であり、高齢者などは逃げる間もなく圧死や窒息死していると推定されることを踏まえ、シェルター工事等比較的低コストで実施できる補助メニューを拡充 〕

【新】 8. 被災建築物応急危険度判定制度

○予算計上予定額 2, 1 9 0 千円

〔 能登半島地震における被災建築物応急危険度判定の効率化につながったことから、被災建築物応急危険度判定支援ツールを導入 〕

【拡】 9. 県営住宅における子育て世帯への支援（県住特会）

○予算計上予定額 2 8 4, 0 0 0 千円

〔 子育てしやすい県営住宅を供給し、高齢化が進む県営住宅における多様な世代構成によるコミュニティを活性化するため、ニーズの高い阪神間を中心に、駅や学校等に近接した住宅において、子育て世帯向けリノベーションや、わんぱく広場の設置等を実施 〕

条例等案件

1 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 建築基準法の一部改正により、小規模な建築物に特化した確認及び検査を担う建築副主事が創設されたことに伴い、所要の整備を行う。
- (2) 宅地造成等規制法の一部改正により、知事が指定する宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域について、これらの区域内で行う盛土等を許可の対象とすること等に伴い、所要の整備を行う。
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の一部改正に伴い、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 本則の表18の部(2)の項イ「又は建築主事」を「、建築主事又は建築副主事」に改める。
- (2) 宅地造成等規制法等に基づく事務について、引用する同法の名称を改めるとともに、知事が指定する宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域について、これらの区域内で行う盛土等の許可の事務を加古川市、宝塚市、川西市及び三田市が処理することとする等所要の整備を行う（本則の表40の部関係）。
- (3) 本則の表67の9の部中「第35条第3項」を「第30条第3項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改める。

3 施行期日等

- (1) 施行期日
令和7年4月1日
- (2) 経過措置
2(2)について、必要な経過措置を定める。

2 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 前回一斉改定（平成5年度）からの物価上昇を考慮し、以下の使用料及び利用料金の基準額について、その適正化を図るため、所要の整備を行う

ア 淡路夢舞台公苑利用料金

[兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例]

イ 都市公園利用料金 [兵庫県立都市公園条例]

ウ 淡路景観園芸学校使用料 [兵庫県立淡路景観園芸学校の設置及び管理に関する条例]

- (2) 国土交通省の技術的助言に基づき、建築士事務所の登録・更新手数料について実情と見合ったものとするため、所要の整備を行う [使用料及び手数料徴収条例]

- (3) 宅地造成等規制法の一部改正に伴い、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく手数料を徴収できるよう、所要の整備を行う [使用料及び手数料徴収条例]

- (4) 建築基準法又は建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）の一部改正に伴うもの [使用料及び手数料徴収条例]

ア 建築基準法の一部改正に伴い、構造関係規定等の審査及び検査が必要となる建築物の対象が一部拡大されることから、確認申請又は完了検査等に係る手数料について所要の整備を行う。

イ 構造計算適合性判定手数料について、国土交通省の通知に基づき、当該手数料の額を実情と見合ったものにするため、所要の整備を行う。

ウ 地域再生法の一部改正に伴い、建築物の高さに関する許可を受けた学校の用途を変更する場合において、知事が認める場合に引き続き建築物の高さ制限について適用除外できるとされることから、当該認定の申請に係る手数料について、所要の整備を行う。

エ 建築物省エネ法の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象が原則全ての建築物に拡大されることから、当該建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料の追加等、所要の整備を行う。

- (5) 宅地建物取引業免許申請の許可について、国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）によりオンラインでの宅地建物取引業法免許申請を推進する観点から、所要の整備を行う。

[使用料及び手数料徴収条例]

- (6) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴う国土交通省の通知に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律に関する手数料について所要の整備を行う。[使用料及び手数料徴収条例]

- (7) 県立尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設において、指定管理公募時に提案のあった多目的ドームの建設に伴い、グラウンドゴルフ場の営業を令和6年1月31日をもって終了したため、所要の整備を行う。[兵庫県立都市公園条例]

2 制定の概要

(1) 物価上昇を考慮し、使用料及び利用料金の基準額について、その適正化を図るもの

名 称	主なもの		
	区 分	現 行	改正後
淡路夢舞台公苑利用料金	野外劇場・大劇場利用料金（1時間につき）	1,400円	1,500円
都市公園利用料金	明石公園第1野球場（興行利用・野球利用）	69,500円	76,500円
淡路景観園芸学校使用料	公開講座受講料	4,900円	5,400円

(2) 建築士事務所登録手数料に関するもの

名 称	事務の区分		現 行	改正後
建築士事務所登録手数料及び建築士事務所登録更新手数料	建築士法の規定に基づく建築士事務所の登録及び登録の更新	1級建築士事務所	17,000円	21,000円
		2級建築士事務所又は木造建築士事務所	12,000円	

(3) 宅地造成等規制法の一部改正に伴うもの

名 称	主なもの			
	事務の区分の概要		現 行	改正後
宅地造成等工事許可申請手数料	土石の堆積を除く工事の許可の申請に対する審査	面積が0.05ヘクタール以内のもの	12,000円	13,000円
	土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査		—	11,000円
宅地造成等工事変更許可申請手数料	土石の堆積を除く工事の計画の変更の許可の申請に対する審査		12,000円	13,000円
	土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査		—	11,000円
宅地造成又は特定盛土等工事中間検査申請手数料	特定工程の検査の申請に対する審査		—	3,000円

宅地造成等工事 許可不要証明手 数料	盛土規制法施行規則の規定に基づく証明書の交 付	—	一通につき 4,600円
--------------------------	----------------------------	---	-----------------

(4) 建築基準法等の一部改正に伴うもの

ア 建築基準法の一部改正に伴い、確認申請又は完了検査等に係る手数料を見直す

名 称	主なもの			
	現 行		改正後	
	建築物規模	手数料	建築物規模	手数料
建築物に関する確 認申請又は計画通 知手数料	床面積の合計が200 平方メートルを超え 500平方メートル以 内のもの	1件につき 43,000円	床面積の合計が200 平方メートルを超え 300平方メートル以 内のもの	1件につき 57,000円
中間検査等をした 建築物以外の建築 物に関する完了検 査申請又は完了通 知手数料	床面積の合計が200 平方メートルを超え 500平方メートル以 内のもの	1件につき 30,000円	床面積の合計が200 平方メートルを超え 300平方メートル以 内のもの	1件につき 34,000円
中間検査等をした 建築物に関する完 了検査申請又は完 了通知手数料	床面積の合計が200 平方メートルを超え 500平方メートル以 内のもの	1件につき 29,000円	床面積の合計が200 平方メートルを超え 300平方メートル以 内のもの	1件につき 33,000円
建築物に関する中 間検査申請又は特 定工程終了通知手 数料	中間検査を行う部分 の床面積の合計が 200平方メートルを 超え500平方メー トル以内のもの	1件につき 25,000円	中間検査を行う部分 の床面積の合計が 200平方メートルを 超え300平方メー トル以内のもの	1件につき 27,000円

イ 国土交通省の通知に基づき、構造計算適合性判定手数料を見直す

名 称	主なもの			
	事務の区分の概要		現 行	改正後
構造計算適合 性判定手数料	構造計算が建築基準 法の規定に基づくプ ログラムにより行わ れたものである場合	床 面 積 が 1,000 平 方 メートル以 内のもの	1の建築物につき 115,000円	1の建築物につき 172,000円

	構造計算が建築基準法の規定に規定する国土交通大臣が定めた方法により行われたものである場合	床面積が1,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 167,000円	1の建築物につき 218,000円
--	--	----------------------	----------------------	----------------------

ウ 地域再生法の一部改正に伴い、建築物の高さの特例認定申請手数料を見直す

名称	事務の区分	新設
建築物の高さの特例認定申請手数料	法第55条第2項又は地域再生法第17条の44の規定により読み替えて適用する法第55条第4項第2号の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円

エ 建築物省エネ法の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料等を見直す

(7) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料等に住宅部分等における区分を追加

名称	主なもの			
	事務の区分の概要			新設
建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	住宅建築物に係る確保計画である場合（一戸建ての住宅の場合）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	仕様基準による場合	19,000円
			仕様・計算併用法による場合	27,000円
			標準計算による場合	35,000円

(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等の住宅部分における仕様・計算併用法の区分を追加

名称	主なもの			
	事務の区分の概要			新設
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	住宅建築物に係る性能向上計画である場合（一戸建ての住宅の場合）	仕様・計算併用法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	27,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	30,000円

(7) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料を廃止

(エ) 建築物エネルギー消費性能基準への適合を仕様基準により確認する場合において、確認

申請等に係る手数料に加算する手数料を新設

加算内容	主なもの		
	事務の区分の概要		新設
確認申請等に係る手数料への加算	一棟の建築物で住戸の数が1の住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	19,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	21,000円

(4) 完了検査で建築物エネルギー消費性能基準への適合を確認する場合において、完了検査に係る手数料の加算手数料に、住宅部分等の区分を追加

加算内容	主なもの	
	事務の区分の概要	新設
完了検査に係る手数料への加算	一戸建ての住宅の場合	4,500円

(5) オンラインでの宅地建物取引業法免許申請に関するもの

区 分	現 行	改正後
宅地建物取引業免許申請	33,000 円	33,000 円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（以下この部において「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により法第3条第1項の規定に基づく申請をする場合にあっては、26,500 円）
宅地建物取引業免許更新申請		33,000 円（電子情報処理組織を使用する方法により法第3条第3項の規定に基づく申請をする場合にあっては、26,500 円）

(6) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴う国土交通省の通知に基づき追加するもの

ア 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料のうち、仕様・計算併用法の手数料を新設

イ 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料のうち、仕様基準の手数料を新設

名 称		建築物の延べ面積	新設
仕様・計算併用法	一戸建ての 住宅	200 m ² 未満	29,000 円
		200 m ² 以上	32,000 円
	共同住宅	300 m ² 未満	54,000 円
		300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	92,000 円
		2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	166,000 円
		5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	232,000 円
		10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	439,000 円
		25,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	740,000 円
		50,000 m ² 以上	1,342,000 円
仕様基準	一戸建ての 住宅	200 m ² 未満	21,000 円
		200 m ² 以上	23,000 円

(7) 兵庫県立尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設のグラウンドゴルフ場の利用料金に係る手数料を廃止する（別表第3関係）。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

2(1)及び(3)については、使用料等の徴収等について必要な経過措置を定める。

3 福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「政令」という。）に定める建築物移動等円滑化基準（高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体上の負担を軽減することにより、その移動上又は施設利用上の利便性及び安全性を向上するために必要な建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設であって政令で定めるものをいう。）の構造及び配置に関する基準をいう。以下同じ。）について、地方公共団体は、条例で必要な事項を付加すること等ができるものとされており、本県では、福祉のまちづくり条例において建築物移動等円滑化基準に付加する事項等を定めている。
- (2) 政令の一部改正により、所定の規模以上の劇場等（劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂をいう。以下同じ。）の客席には、当該客席に設ける座席の数に応じ、車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子を使用している者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所を一定数以上設けなければならないものとされること等を踏まえ、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 劇場等の客席について、建築物移動等円滑化基準に、車椅子を使用している者が円滑に利用することができる場所の設置及び構造その他の劇場等の客席の構造及び配置に関する事項であって規則で定めるものを付加する（別表第2関係）。
- (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の引用条文を改める（第1条及び第24条の6関係）。
- (3) 政令の引用条文を改める等規定の整備を行う（第13条、第24条の6、別表第1及び別表第2関係）。

3 施行期日

令和7年6月1日。ただし、2(2)は、公布の日。

4 建築基準条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 建築基準条例（以下「条例」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）及び法に基づく命令が定める建築物の敷地、構造、高さ及び建築設備並びに建築物又はその敷地と道路との関係の基準について、安全上、防火上及び衛生上必要な基準（以下「付加基準」という。）を付加している。
- (2) 法の一部改正により、一の建築物を火災が発生しても他の建築物の部分への延焼を遮断できる高い耐火性能を有する壁等（以下「火熱遮断壁等」という。）で防火上分棟的に区画する場合には、防火規制上、分離された2以上の部分を別の建築物とみなすことができるよう制限が合理化され、建築物の一部を木造とする建築物の建築が可能となったこと等を踏まえ、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 次に掲げる付加基準について、建築物の一部を火熱遮断壁等で防火上分棟的に区画することで、防火規制上、別の建築物とみなすことができることとする規定を追加する（第3条、第15条、第17条の2、第24条及び第25条関係）。

ア 劇場、病院等の用途に供する建築物に渡り廊下を設ける場合において、その小屋組が木造であり、かつ、その接する建築物のいずれもが耐火建築物、準耐火建築物等でない場合の渡り廊下の構造に係る付加基準

イ 主要構造部を準耐火構造としない物品販売業を営む店舗、倉庫又は工場（以下「物品販売業を営む店舗等」という。）の上階に、共同住宅の住戸及び住室の用途に供する部分又は寄宿舎の寝室の用途に供する部分（以下「共同住宅の住戸等」という。）を設けてはならないという付加基準

ウ 2階における老人福祉施設等の用途に供する部分の床面積が一定の規模を超える建築物の構造に係る付加基準

エ 建築物の一部を自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する場合における当該建築物の構造に係る付加基準

オ 都市計画区域内にある耐火構造建築物でない重層長屋の階数制限に係る付加基準

- (2) 建築物の特定主要構造部（耐火建築物の主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして建築基準法施行令で定める部分以外の部分をいう。以下同じ。）が耐火構造と同等の性能を有するものであることについて耐火性能検証法（当該建築物の特定主要構造部の耐火に関する性能を検証する方法をいう。）により確かめられた場合、既存不適格建築物（法律、条例等の施行又は適用前から存在している建築物で、法律、条例等の改正による改正後の基準に適合しなくなったものをいう。以下同じ。）について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする部分以外の部分に対して条例で定める付加基準を適用しないものとする規定の適用については、

当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなすこととする（第27条の3関係）。

- (3) 独立部分（基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分をいう。以下同じ。）が2以上ある既存不適格建築物の用途の変更をする場合において、当該用途の変更をする独立部分以外の独立部分には、主要構造部を準耐火構造としない物品販売業を営む店舗等の上階に、共同住宅の住戸等を設けてはならないという付加基準の一部を適用しないものとする（第27条の9関係）。

- (4) その他規定の整備を行う（第7条及び第27条の8関係）。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立舞子公園移情閣	神戸市垂水区東舞子町2051番地 公益財団法人孫中山記念会 理事長 花岡 正浩	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
	〔指定理由〕 移情閣は、孫文を顕彰する記念館として公開することを前提に寄付を受けた建物であり、孫文記念館の運営を行う当会が一元的に管理運営を行うことで、効果的な管理運営が期待できるため。	
兵庫県立明石公園	明石市明石公園1番27号 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 寺谷 毅	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
	〔指定理由〕 明石公園は、管理運営にあたり高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる施設であり、県立都市公園における十分な管理運営実績及び豊富なノウハウを有する公益財団法人兵庫県園芸・公園協会が、当該施設を堅実で良好かつ効果的に管理運営できる唯一の団体であると認められるため。	
兵庫県立淡路夢舞台公苑、兵庫県立灘山緑地及び兵庫県立淡路島公園ハイウェイオアシスゾーン	淡路市夢舞台1番地 株式会社夢舞台 代表取締役 前田 正志	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
	〔指定理由〕 淡路夢舞台における経営ノウハウを活かし、ホテル及び各県立施設の管理運営を一元的に行うことで、効率的で効果的な管理運営が期待できるため。	